

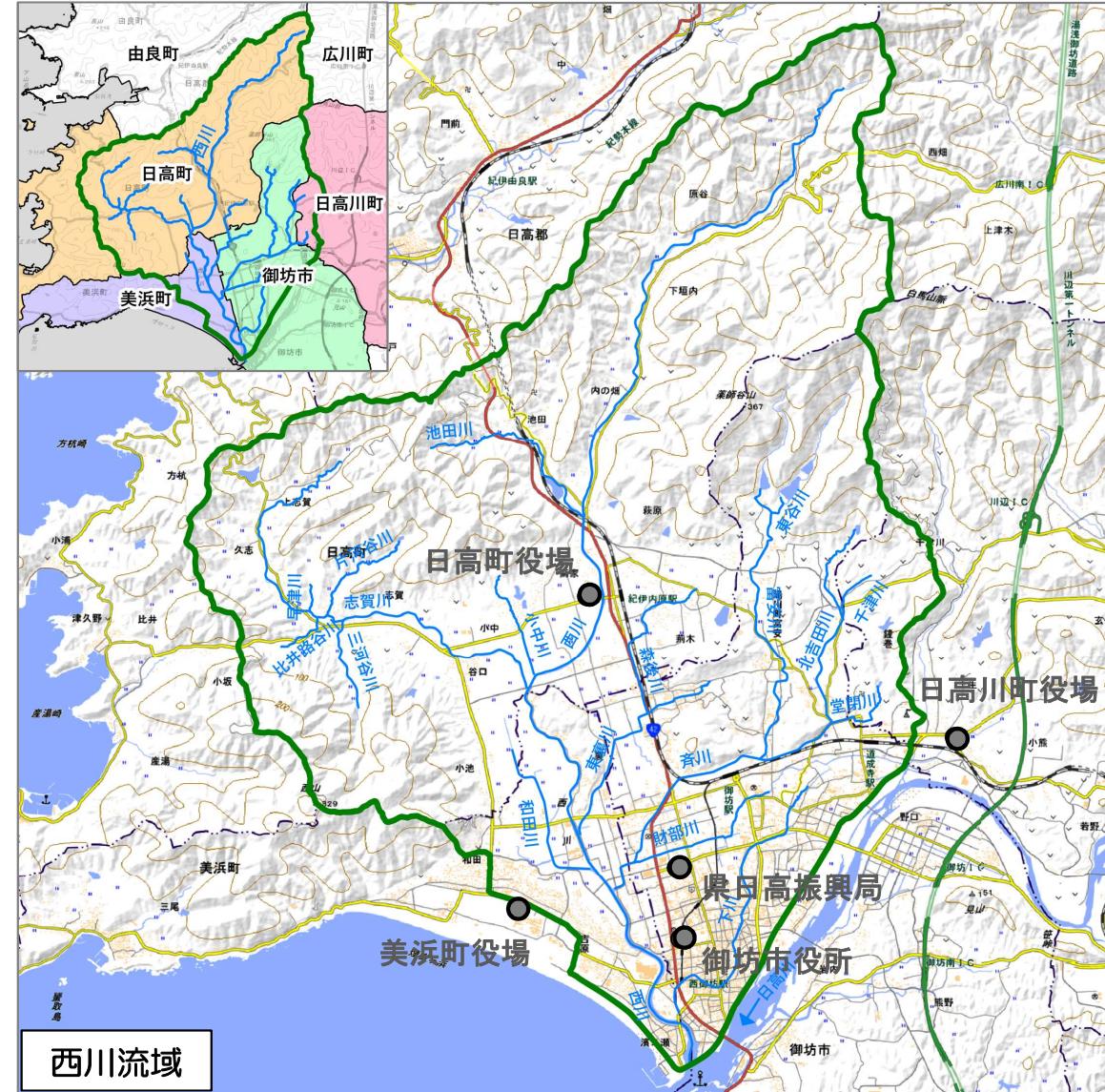
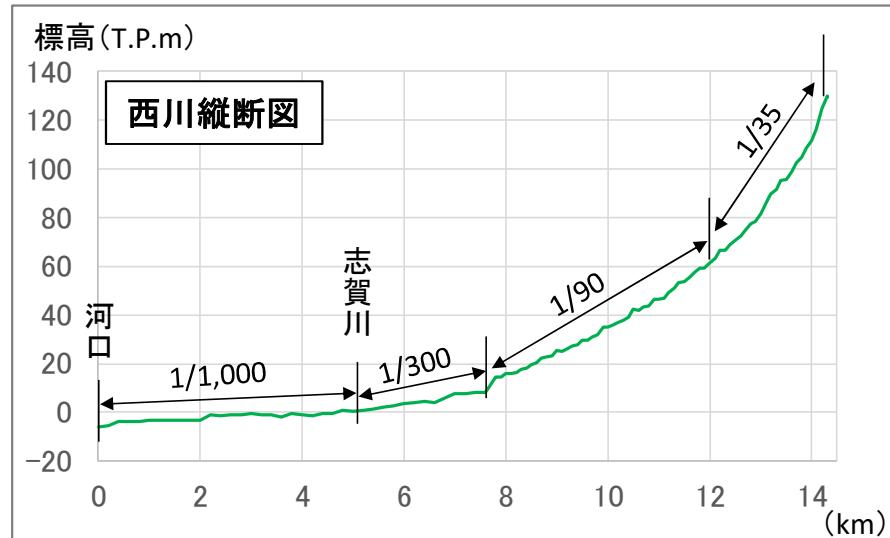
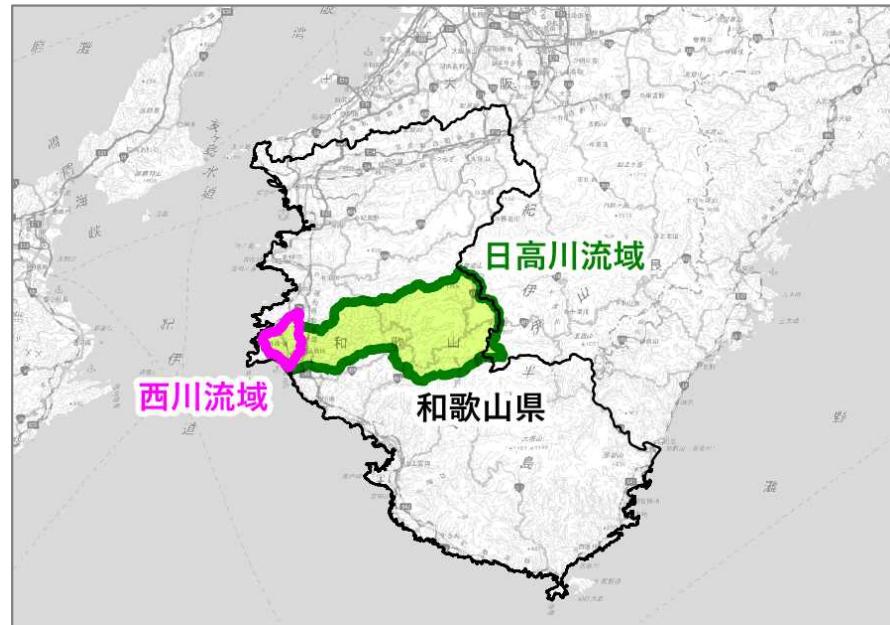
# 西川の特定都市河川指定に向けた説明会

令和6年7月12日（金） 14：00～ 19：00～  
御坊市民文化会館 小ホール

【和歌山県】

# 二級河川日高川・水系西川流域の概要

- ・日高川は、和歌山県中部を流れる延長127km、流域面積651.8km<sup>2</sup>の二級河川
  - ・西川は、日高川に河口付近で合流する延長14.5km、53.5km<sup>2</sup>の一次支川（西川を含めて19河川）
  - ・西川流域は、御坊市、美浜町、日高町、日高川町の1市3町で構成され、御坊市役所、日高町役場、県日高振興局が立地するなど県中部の中心地



# 西川の流域治水の取組

## 「流域治水」とは

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働してハード、ソフト一体で多層的に以下の水災害対策を行う考え方
- ①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策（河川整備、ダムの事前放流、ため池の治水利用など）
- ②被害対象を減少させるための対策（土地利用規制、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供）
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白地帯解消、避難体制強化）
- ・西川流域を含む日高川流域では、日高地方等における大規模氾濫減災協議会（国・県・市町等の様々な機関で構成）において、「日高川流域治水プロジェクト」に基づく対策の進捗報告や事例紹介などを通じて、関係機関が協働して治水対策を推進



## 西川流域の河川整備

- ・H28.3に二級河川日高川水系河川整備計画を策定し、計画的に河川整備を推進中
- ・西川流域では、西川本川に加えて、下川、斎川、堂閉川の整備を計画に位置づけ
- ・近年は、国土強靭化の予算等を活用し、整備を加速化

### ＜事業の進捗状況＞

西川：下流から美浜大橋付近まで1.6kmの整備が完了（1.6km/4.8km）

下川：放水路を設計中

堂閉川：付替河道を設計中

- ・また、支川の志賀川では局所改良を進めるとともに、河道掘削等の対策を実施



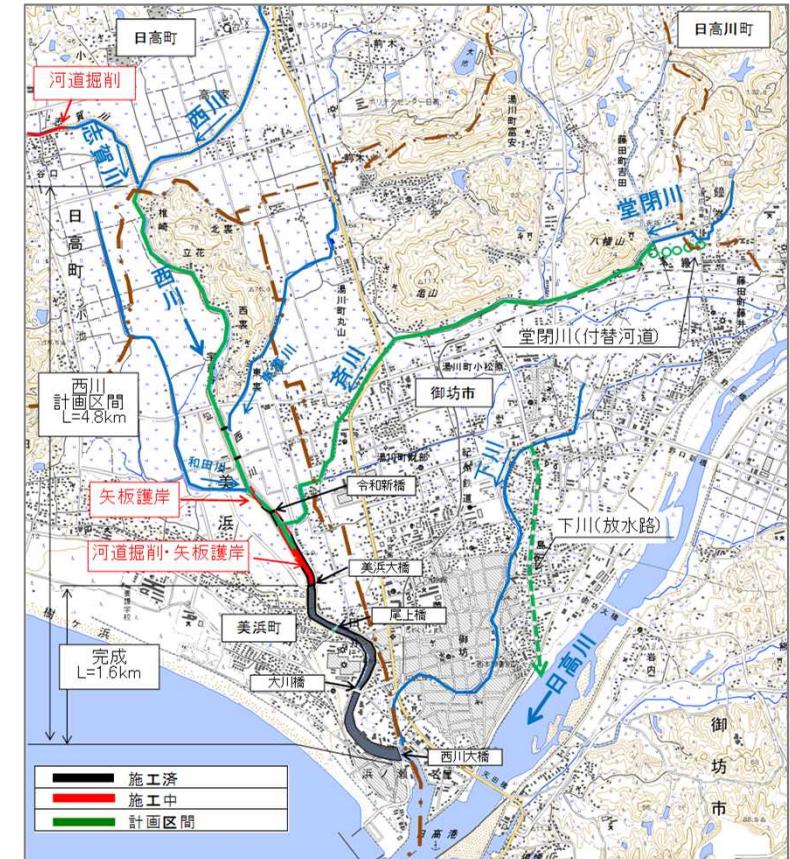
【西川 大川橋付近】



【西川 斎川合流点付近】



【志賀川 河道掘削】



# 特定都市河川浸水被害対策法（流域治水の中核的制度）

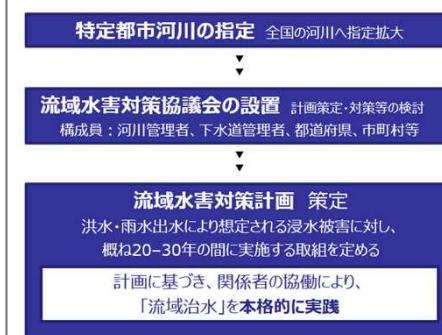
## 流域治水関連法

- 流域治水の実効性を高め強力に推進するための法的枠組みとして通称「流域治水関連法」が可決・成立し、R3.11に全面施行
- 流域治水関連法の中核を成す制度が、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定制度
- 特定都市河川の指定に係る要件の拡大や制度の充実が図られるとともに、特定都市河川浸水被害対策事業（国の予算制度）が創設

## ＜特定都市河川の指定後の主な取組内容＞

### 流域水害対策協議会と流域水害対策計画の策定

- 指定後、河川管理者（県）や市町等で構成する流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定・フォローアップを実施
- 浸水想定（水害リスク）を踏まえた、土地利用の方向性を検討



○流域水害対策計画に基づく  
ハード対策の加速化  
既存の事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国・都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度の向上を図ります。  
(国土交通省ホームページより)

### 雨水浸透阻害行為の許可

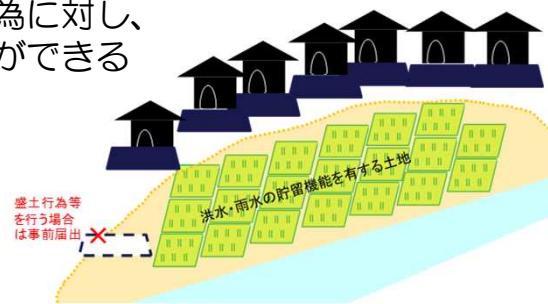
- 特定都市河川の流域内では、宅地等以外の土地で行う1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為（土地からの雨水の流出を増加させる行為）が許可制に
- 流出を増加させないための対策（雨水貯留浸透施設の設置）が実施されることで、浸水被害の防止・軽減が図られる



### 貯留機能保全区域の指定検討

- 洪水、雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

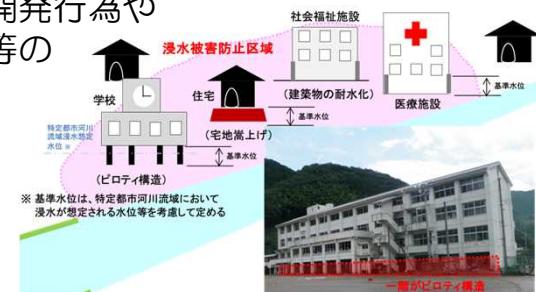
（備考）  
特定都市河川の指定後、適用を検討する制度



### 浸水被害防止区域の指定検討

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命、身体に著しい危害が生じる恐れのある土地を指定し、開発行為や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講ずることができる

（備考）  
特定都市河川の指定後、適用を検討する制度



# 西川流域における浸水被害

- 西川流域では過去から甚大な浸水被害が頻発
- 令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号では、床上浸水22件、床下浸水54件、合計76件の家屋被害が発生
- 気候変動による降雨の増加が懸念されており、河川整備に加え、流域におけるあらゆる関係者が協働した流域治水の取組加速化が必要



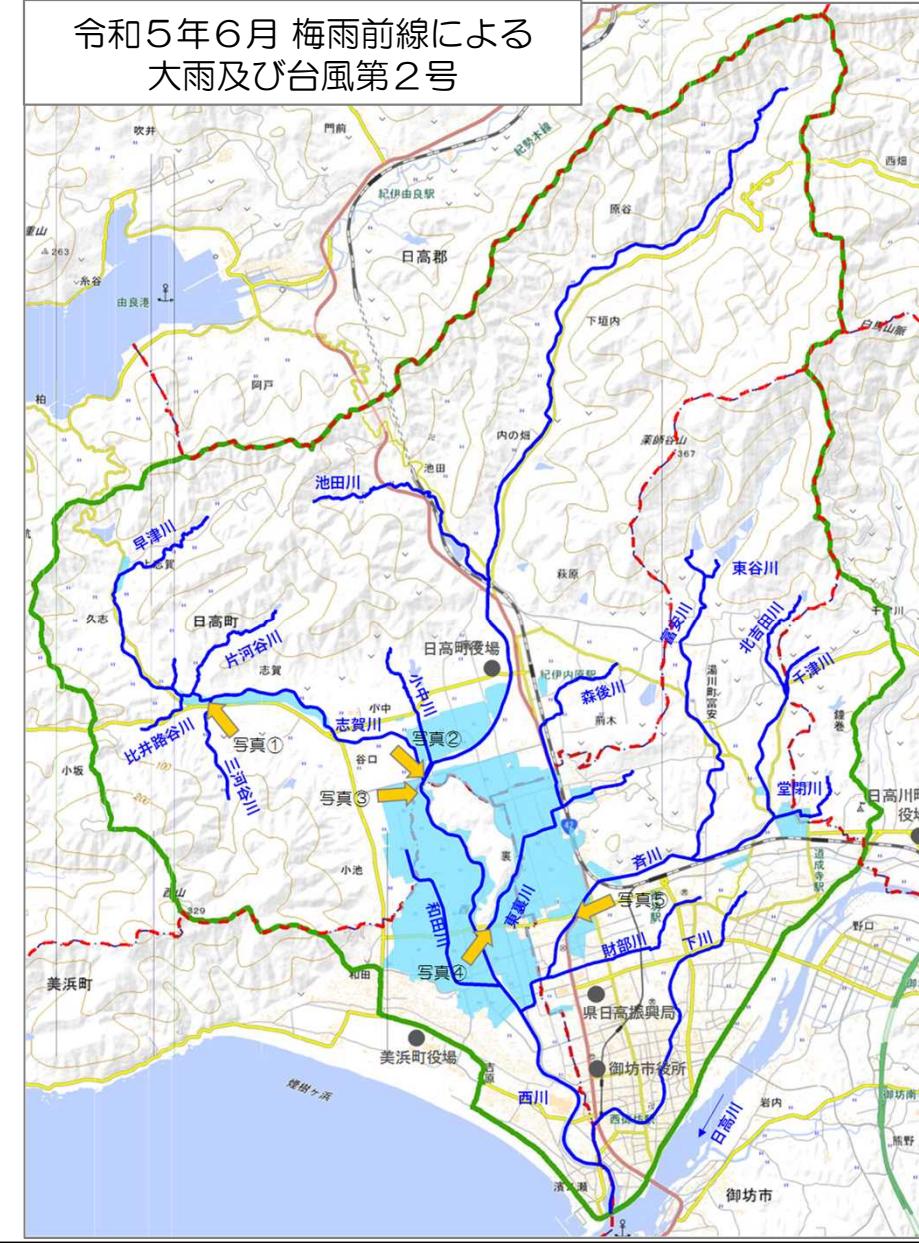
【①志賀川 武道館付近】



【②西川 志賀川合流部付近】



【③西川 越水の様子 志賀川合流部下流】



【④東裏川 西川合流部上流】



【⑤国道42号小松原交差点(東)】



【⑥H29.10台風第21号】

# 西川の特定都市河川の指定に向けて

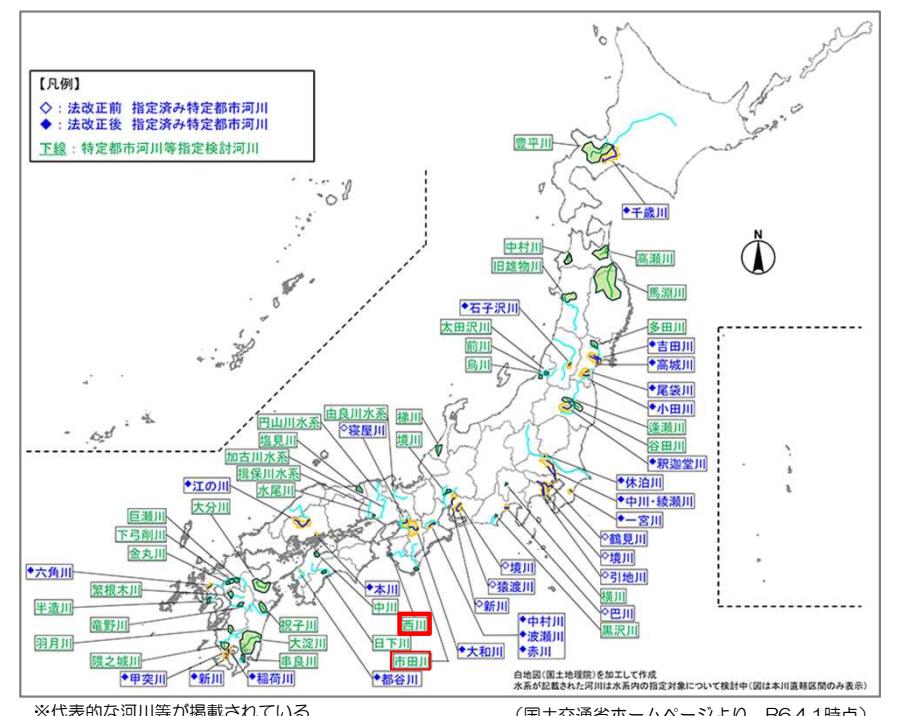
## 全国の特定都市河川の指定状況

- 法改正前に特定都市河川流域を有していたのは、全国で5都府県のみであったが、法改正後は頻発する豪雨水害等を踏まえ、指定や指定に向けた検討が全国的に進んでいる

| 指定時期    | 水系     | 河川数 | 備考               |
|---------|--------|-----|------------------|
| 法改正前の指定 | 約17年間  | 8   | 64 近畿では寝屋川(大阪府)  |
| 法改正後の指定 | R3.11～ | 16  | 263 R3.11改正法全面施行 |
| 合 計     |        | 24  | 327              |

- 全国47都道府県の内、
  - 【特定都市河川流域が、すでに1つ以上ある】  
19都道府県（大阪府、奈良県、三重県など）
  - 【まだ、指定流域は無いが、1つ以上指定を検討中】  
17府県（京都府、兵庫県、和歌山県など）

（補足）上記に加えて、すでに特定都市河川流域がある自治体で、さらなる指定を検討されている  
ケースも多数ある



## 西川流域水害対策協議会 準備会の開催

- 西川流域においては、関係市町と協議を重ね流域治水や特定都市河川の理解を深めつつ、令和6年3月には流域4市町の首長にお集まりいただき、西川の特定都市河川指定について意見交換を行った

＜首長からいただいたご意見の一部＞

- 令和5年6月豪雨に関して、住民は二度と被害を受けたくない想いを持っている。法に則ってスピード感をもって進めていただきたい
- 特定都市河川の指定は住民の安心に繋がると考えている
- 防災の観点から対策が必要だということを我々もだが十分・周知してほしい
- 川の折れ曲がった部分が解消されると、付近は浸水しなくなると思う  
地元同意が得られ、事業を進めていただければありがたい

（備考）流域水害対策協議会とは、特定都市河川法の指定後に設立する協議会  
指定に向けたキックオフとして、流域水害対策協議会の準備会を開催

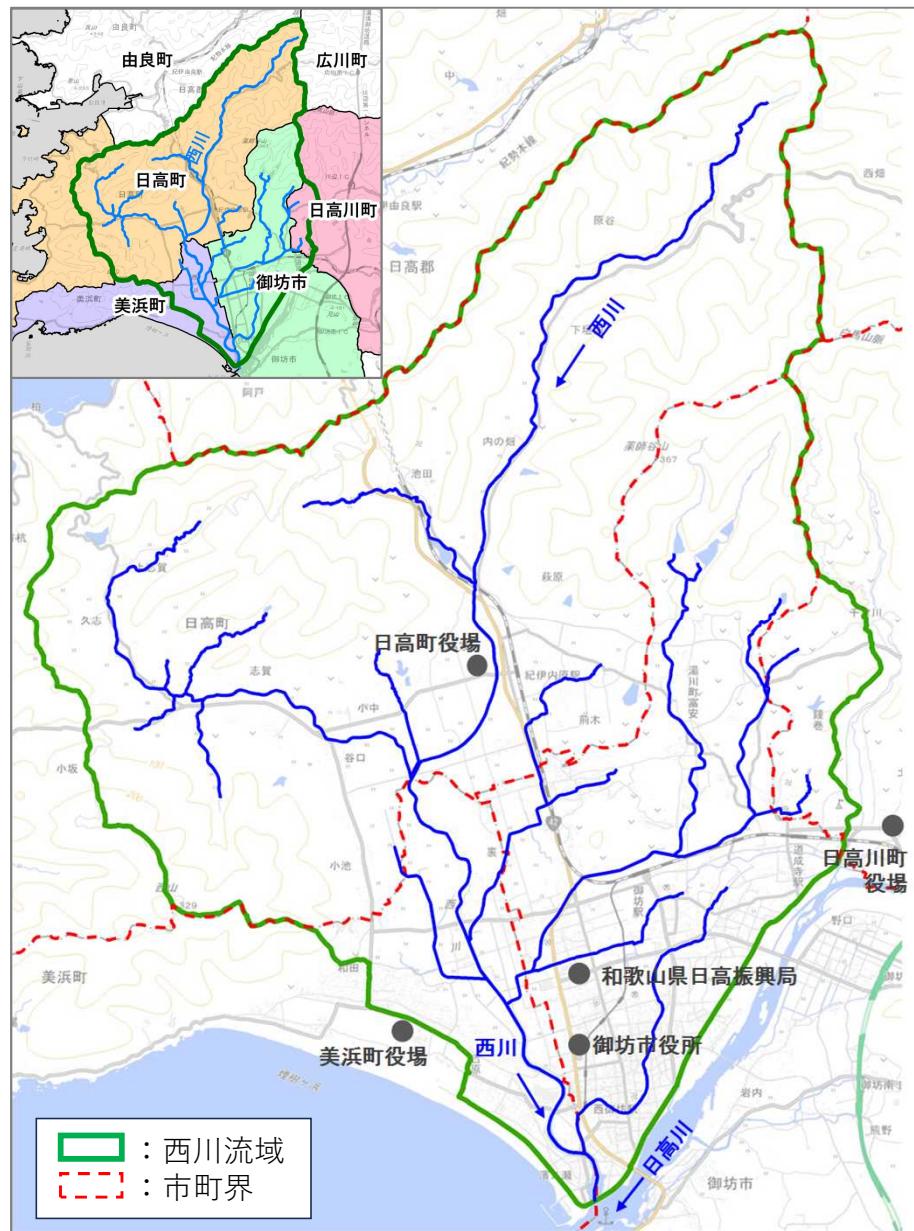
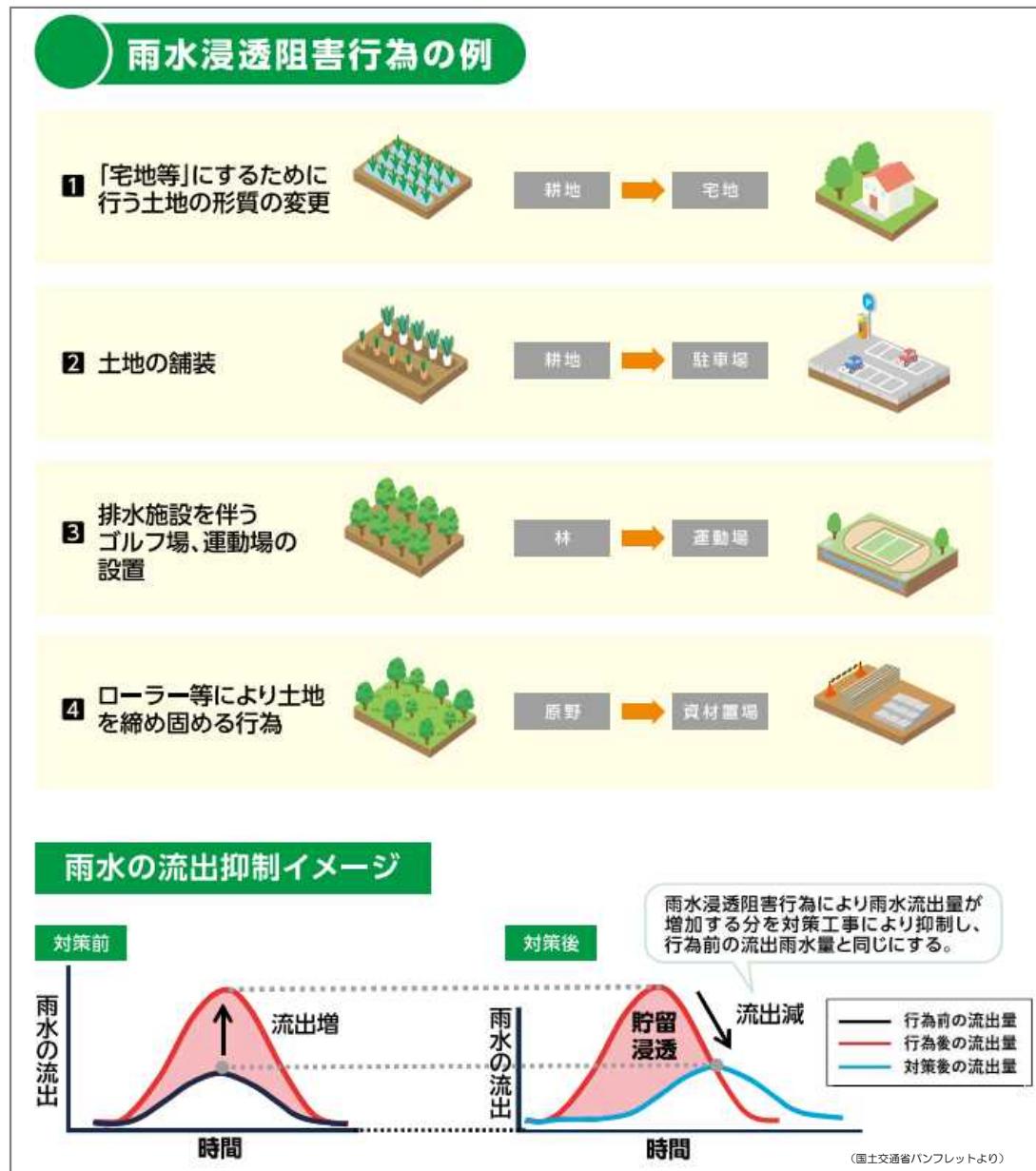


【令和6年3月25日 御坊市役所】

(左から)県土整備部長、御坊市長、美浜町長、日高町長、日高川町長、県日高振興局長)5

# 雨水浸透阻害行為に必要となる対策

- 特定都市河川流域（右図）では、宅地等以外の土地で行う1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、県知事等の許可を受け、流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務化されます



# 和歌山県の特定都市河川に関する問い合わせ窓口

## 和歌山県河川課ホームページ

- ・県河川課で特定都市河川に関するホームページを作成
  - ・西川の特定都市河川に関する情報は、順次、こちらに追加

## 【お問合せ窓口】

和歌山県 河川課 河川企画班

電話：073-441-3134

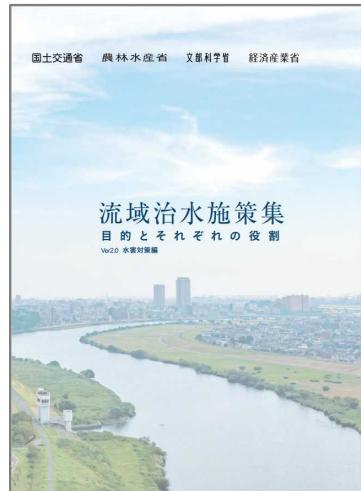
FAX : 073-433-2147

メール : e0804001@pref.wakayama.lg.jp



### 【ホームページQRコード】

(参考) 流域治水や特定都市河川に関するさらなる情報はこちら (国土交通省HP)



国土交通省 流域治水施策



国土交通省 特定都市河川

